

茨城県報 第5101号

昭和39年1月24日

金 曜 日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示

ページ

◎買収すべき農地の表示等	1
◎学校法人寄付行為の認可	2
◎高等学校の設置認可	2
◎各種学校の設置認可	2
◎各種学校の廃止認可	2
◎水戸市一部区域の変更	3
◎児童福祉施設の認可	3
◎家畜伝染病の発生・転帰	3
◎豚コレラ予防のための指定の一部改正	4

公 告

◎土地立ち入り測量調査	4
◎未墾地買収令書の交付に代える公示	5

辞 令

◎畑尻 保ほか	5
---------	---

告 示

茨城県告示第84号

農地法第11条第2項の規定により、次のとおり公示する。

昭和39年1月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 土地の表示所有者の住所氏名対価及び担保権の内容

土 地 の 表 示						対 価	担保権の内容		摘 要
郡市町村	大字	字	地 番	地 目 土地 台帳 現況	面 積		種類	権利者の 住所氏名 又は名称	
久慈郡大子町	池田	上松沼	2692-2	原野 畑	反歩 .107	円 169.40	一	一	持分 5分の1

買収すべき土地の所有者住所氏名

大阪市阿部野区帝塚山東1丁目25番地 長 沖 和 子

(登記名義人 茨城県久慈郡大子町大子21番地 皆 川 質)

2 買 収 期 日 昭和39年3月1日

3 対価の支払方法 農地法第12条の規定により供託する。

茨城県告示第85号

下記学校法人の寄付行為については、私立学校法第31条第1項の規定により、昭和39年1月24日認可した。

昭和39年1月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

名 称	事 務 所 の 所 在 地	設 置 する 学 校
学校法人 水城高等学校	茨城県水戸市吉田町465番地	水 城 高 等 学 校

茨城県告示第86号

下記高等学校の設置は、私立学校法第5条第1項第1号の規定により昭和39年1月24日認可した。

昭和39年1月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

名 称	位 置	設 置 者	課 程, 学 科
水城高等学校	茨城県水戸市元吉田町465番地	学校法人 水城高等学校	全日制普通科

茨城県告示第87号

下記各種学校の設置は、私立学校法第64条第1項において準用する同法第5条第1項第1号の規定により昭和39年1月24日認可した。

昭和39年1月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

名 称	位 置	設 置 者	修 業 年 限 及 び 定 員
茨 城 県 日 立 総 合 予 備 校	茨城県日立市諏訪町大字 城の内483番地	藤 沼 竜 三	1 年 進学部高校受験科 { 昼 90人 夜 30人 進学部大学受験科 夜 30人 検定部英語専門科 夜 30人

茨城県告示第88号

下記各種学校の廃止は、私立学校法第64条第1項において準用する同法第5条第1項第1号の規定により昭和39年1月24日認可した。

昭和39年1月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

名 称	位 置	設 置 者
私立水戸実業学校	茨城県水戸市元吉田町465番地	山野内 四 郎

茨城県告示第89号

茨城県水戸市において地方自法第260条第1項の規定により一部区域を次のとおり変更し昭和39年4月1日から施行する旨同市長から届け出があつた。

昭和39年1月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

新 町 名	旧 町 名	区 域					
藤 柄 町	元吉田町	2940	2941の1	2941の4	2942の2	2942の4	2942の5
		2943の2	2944の3	2963の1	2964の3	2965の1	2965の2
		2966の1	2966の2	2967の1	2967の2	2968	2969の2
	吉 田	2997の1	2997の2	2998	2999	3000	3001
		3002	3003	3004	3004の2	3005	3006
		3007	3008	3009	3010 3011合併	3012	3013
		3014の1	3014の2	3014の3	3015	3016の1	
	朝 日 町	2969の1					

茨城県告示第90号

児童福祉法の規定により児童福祉施設として下記のとおり認可したので公示する。

昭和39年1月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

児童福祉施設の種類	施 設 の 名 称	施 設 設 置 の 場 所	設 置 者
児 童 厚 生 施 設	取手町中央児童遊園	北相馬郡取手町取手甲944	取 手 町
児 童 厚 生 施 設	真壁町 児 童 遊 園	真壁郡真壁町字下宿町138	真 壁 町

茨城県告示第91号

家畜伝染病が下記のとおり発生並びに転帰した。

昭和39年1月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

病 名	発 生 頭 数	発生(決定)月日	転 帰	発 生 場 所
豚 コ レ ラ	2	1 月 23 日	殺処分 2	土浦市飯田町
〃	11	〃	〃 11	猿島郡猿島町逆井
〃	57	〃	〃 57	〃 三和村東山田
〃	134	〃	〃 134	下妻市若柳
〃	5	1 月 24 日	〃 5	結城郡石下町小保川
〃	2	〃	へい死 2	猿島郡岩井町神田山

累計 349頭

茨城県告示第92号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づいて豚コレラ予防のための指定(昭和39年茨城県告示第52号)の一部を次のように改める。

昭和39年1月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移動禁止区域中 猿島郡猿島町大字逆井、山及び三和村大字北山田、山田、谷貝、長左衛門新田、東山田、岩井町大字神田山、大口、猫実、結城郡石下町大字小保川を加える。

公 告

◎土地立ち入り測量調査

常陸太田、金砂郷村、大宮町、瓜連町土地改良事業計画樹立のため下記により県職員が土地立ち入りをするから、土地改良法第118条第3項ならびに同法施行規則第91条第1項の規定により公告する。

昭和39年1月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 実施機関 茨 城 県
- 2 立ち入り目的 土地改良事業計画樹立のため
用排水幹線水路測量調査のため
- 3 立ち入り場所 常陸太田市 瑞竜、小野、馬場、田渡、西宮、前田、武田、幡、岡田、小沢、上内田、中内田、金田、峯、下河合、磯部、谷河原、上河合、間坂、東島、藤田の一部
金砂郷村花房 新地、松原、中野、小島、大方、竹合、葉谷、大里の一部
太 宮 町 羽場、岩崎、上大賀、久慈岡、下河原、上坪、中坪、橋場、

(第三種郵便物認可)

姥賀, 東富, 宇留野, 泉, 根本, 梅田, 富士山, 下村田, 下内, 下大賀, 辰の口, 塩原, 富岡, 小君の一部

瓜連町

- 4 立ち入り期間 昭和39年2月1日から
昭和39年5月31日まで
- 5 調査測量に従事する者 茨城県職員

◎未墾地買収令書の交付に代える公示第1号

下記の土地の買収令書は交付できないので(受取人住所不明)農地法第50条第3項の規定により公示する。

昭和39年1月24日

茨城県知事 岩上二郎

記

1 土地の所在及び対価等の表示

買収令書番号	所 在 地 番	地 目		地 積		対価	所 有 者	
		台帳	現況	台帳	買収		住 所	氏 名
38茨城 (未)35	鹿島郡神栖村大字奥野谷字上手	5577の 105	雑種地	雑種地	反 4.220	4反220につき持分 $\frac{1}{256}$	円 15	神奈川県横浜市青木町友町479 村岡 光明

2 対価の支払方法 供託する

3 買収の期日 昭和39年3月1日

辞

令

(公安委員会)

(徳島県警視) 畑 尻 保

茨城県警視に任命する。

刑事部捜査第二課長を命ずる。

(1月24日付)

刑事部捜査第二課長

茨城県警視 猩々一夫

辞職を承認する。

(1月23日付)

◀ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ▶

◇ 茨 城 県 報 ◇

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等はいずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，総務部学事文書課あてお申し込み下さい。購読料は，送料とも1ヵ月100円であります。

毎週月・水・金曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1 0 0 円）

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

印刷所 茨 城 県 印 刷 所